

日本福祉大学の学部・学科における教育の目標に関する規則

(目的)

第1条 日本福祉大学学則第2条第2項に基づき、学部・学科における教育の目標は、本規則において定める。

(社会福祉学部)

第2条 社会福祉学部は、大学の建学の精神を踏まえて設定した、3つの能力「学ぶ力(学習意欲・目的・方法の自覚)」「つながる力(対人関係能力)」「やりとげる力(問題解決能力)」を、体系的に習得することを共通の目的とする。こうした幅広い学びと実践を通して、次のような人材を育成することを目指す。

- (1) 人間の福祉の増進を目指して、社会の変革を進め、さまざまな問題解決を図れるようなソーシャルワーカーとしての専門職
- (2) 国際化・情報化・高度技術化に対応でき、さまざまな社会的活動と連携できる人
- (3) 豊かな教養と人間性・創造性を備えた人
- (4) 大学院や教職を目指す人や、社会福祉の学びをした幅広い企業人

(経済学部)

第3条 経済学部は、豊かな発想で「新しい福祉社会」を設計し、その実現に貢献する自立した経済人の養成を目標とする。そのために経済や経営に加え、医療・福祉システムの理解を深め、現代の社会、経済、そして生活の大きな変貌を正確にとらえる力を養う。また、地域社会や職場など現場での問題を感じ、知識と融合して考え、解決に向けて行動する実践力を養う。こうして家庭・地域の一員として豊かな生活を実現するだけでなく、社会的利益の追求に貢献することを通して将来に希望をもって生活できる社会づくりに積極的に関わっていく人材を養成する。

(福祉経営学部)

第4条 福祉経営学部医療・福祉マネジメント学科は、医療・福祉に関する知識や技術の習得はもちろんのこと、組織や資金のマネジメント能力、福祉ニーズに対応するマーケティング能力、地域資源のコーディネート能力、新産業創造のためのビジネス能力など、多面的な能力を備えた医療・福祉マネジメント人材の養成を目指す。

(健康科学部)

第5条 健康科学部は、福祉社会の構築に資するため、医療・保健・福祉・工学等の多角的な側面から、年齢や障害の有無を問わず、誰もが自立した人生を全うできるよう支援し、また、情報工学の知識を活用して、健康を育むことのできる住環境・生活空間づくりを提案できる人材の育成を目指す。

2 リハビリテーション学科は、医療・保健・福祉の相互の連携を理解し、教育研究を

通して広く理学療法学、作業療法学、介護学の発展に寄与する人材を育成するために、教育目標を次のとおりとする。

- (1) 理学療法士、作業療法士、介護福祉士として高い倫理観と深い人間観に立脚した専門技術を提供できる人材を育成する。
 - (2) 自らの専門領域に対する強い研究心を持ち、常に最新の知識を吸収し、それらを国際的な場で活かすことのできる人材を育成する。
 - (3) リハビリテーションチームの一員としての自覚を持ち、医師およびその他の医療・保健・福祉の専門職と連携した支援を実践できる人材を育成する。
- 3 福祉工学科は、医療福祉分野の知識に工学を融合させ、万人の健康長寿を追究し、将来の超高齢福祉社会で「生活の質」を向上させる高い技術レベルを有する人材を育成するために、教育目標を次のとおりとする。
- (1) 多くの人々の健康に技術支援できるインターネットやWeb、健康情報システム構築など、ソフトウェア・ハードウェア両面での対応可能な高度情報技術の専門家を育成する。
 - (2) 健康な暮らしと自立を技術で支援する人材、「福祉ものづくり」が可能な人材、健康福祉機器の開発設計につながる人材を育成する。
 - (3) 住環境、自然環境、生活空間を対象に、建築、設計、ユニバーサルデザイン、バリアフリーというトータルな空間づくりができる技術者を育成する。
- (子ども発達学部)

第6条 子ども発達学部は、乳幼児から青年期までにわたり子どもたちの豊かな人間形成を支えるために、成長・発達に応じた保育・教育・心理的な課題に専門的に対応できる人材を育成する。

- 2 子ども発達学科のうち、保育専修については、子ども、特に乳幼児期の子どもの成長・発達に関心を持ち、子どもの豊かな成長・発達をめざす保育内容や保育方法を理論的かつ実践的に理解させる。保育所、幼稚園、児童福祉施設などで活躍できる保育士・幼稚園教諭の資格・免許を取得させる。また、発達障害への理解、地域社会での子育て支援への理解を深めて、時代に応じた専門職としての保育者養成を行う。
学校教育専修については、小学校教員免許を取得することを目的として、教科指導や生活指導にかかわる思想、制度、内容・方法を理論的かつ実践的に学ぶとともに、貧困、虐待、発達障害などの福祉的な課題に対応できる知識や実践的スキルを身につけることをとおして、少年期・青年期の子ども・青年たちの成長・発達を指導・支援・援助できる小・中学校（社会）教員を養成する。
- 3 心理臨床学科のうち、心理臨床専修については、心理学の一般的知識を学んだ上で、乳幼児期から青年期にかけての心の問題に関する基礎知識を習得させるとともに、子どもの発達や家族の抱えるさまざまな問題の解決・緩和に必要とされる心理臨床の基本的な考え方、援助方法を習得させる。また、現代の課題である、不登校・ひきこも

り、非行、児童虐待などのさまざまな問題について広い視野から学び、思春期から青年期にかけての発達上の問題に対する理解を深める。

障害児心理専修については、心理学の一般的知識を学んだ上で、障害児を中心とする子どもの心を理解できるようにする。主に障害児等の発達や特徴、さまざまな障害の生理や病理、家族や子どもを取り巻く環境についての知識を習得させ、その支援について理解させる。また、広い視野から社会の問題を考え、障害のある児童・生徒についての教育の方法や理論を学ぶなかで、教職課程学生には特別支援学校教諭の免許を取得させる。

(国際福祉開発学部)

第7条 国際福祉開発学部国際福祉開発学科は、世界の人々の持続可能な『幸せ』のために、国際的なチームで協働して地球市民としての責任を果たすことのできる人材を育成する。そのために、多文化コミュニケーション、発信型英語、共創アプローチ、ICT活用能力の4つの知見と教養、スキルを養成する。

(看護学部)

第8条 看護学部は、学生ひとりひとりが、自ら学び、考え、問う力を育み、人々に関心を抱き理解を深める感性を涵養し、個別性に対応できる看護の実践能力を備え、地域社会の保健・医療・福祉に対して真摯に対応できる看護専門職を育成するため、教育目標を次のとおりとする。

- (1) あらゆる健康状態にある対象に対して、通じ合えるコミュニケーションが取れる人材を育成する。
- (2) 主体的に学び、科学的、論理的、批判的思考をそなえた人材を育成する。
- (3) 対象となる人々に関心を向け、理解し、倫理観をふまえ、真摯に対応できる人材を育成する。
- (4) 基礎的な看護実践能力を修得し、対象となる人々に対して適切に対応できる人材を育成する。
- (5) 保健・医療・福祉領域に関連する専門職種との役割を認識し、看護専門職として協働性を発揮できる人材を育成する。

(スポーツ科学部)

第9条 スポーツ科学部は、すべての人々(国民)が生涯にわたって、健康であることを土台とした文化的な生活、活力ある生活、等しく生きがいを持った生活を営む共生社会を構築するために、文化としてのスポーツを多角的視点(人文・社会・自然科学等)から理解し、学校、地域、その他の場で、真摯に人と向き合い、よりよい関係を作り、スポーツの指導力、企画力、組織力、問題解決能力を持って実践にあたることのできる人材を養成する。本学部には所属する全ての学生が、競技スポーツや地域スポーツなどの多様な領域において、スポーツの意味や価値、社会的環境などを把握・理解し、創意工夫に基づく適切なプログラムを作成できる力を身につける。また、子どもから高齢者、障

害者を含む、全ての人々に対応できる人材となることを目指す。

(規則の所管課室)

第10条 本規則の所管課室は、教育開発課とする。

(規則の改廃)

第11条 本規則の改廃は、学部教授会の進達を受けて大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 本規則は、2008年4月1日より施行する。
- 2 本規則は、2011年4月1日より改正施行する。
- 3 本規則は、2013年4月1日より改正施行する。
- 4 本規則は、2015年4月1日から改正施行する。
- 5 本規則は、2017年4月1日から改正施行する。